

成長戦略フォローアップ案

令和3年6月18日

目次

はじめに	1
1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備	1
(1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進.....	1
<i>i)</i> 国民目線のデジタル・ガバメントの推進	1
<i>ii)</i> デジタル社会の共通基盤の整備	2
<i>iii)</i> 包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備	5
<i>iv)</i> デジタル人材の育成	8
(2) 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	8
<i>i)</i> 安心安全な 5G・ローカル 5G やポスト 5G の推進.....	8
<i>ii)</i> いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	10
(3) 携帯電話料金の低廉化.....	11
(4) デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の 透明化・公正化のためのルール整備.....	11
(5) デジタル技術を踏まえた規制の再検討.....	12
(6) ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用.....	14
(7) スマート農林水産業.....	14
<i>i)</i> スマート農業の推進	14
<i>ii)</i> スマート林業の推進	17
<i>iii)</i> スマート水産業の推進	18
(8) 企業等における DX の推進.....	19
(9) サイバーセキュリティの確保.....	20
2. グリーン分野の成長	22
(1) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略	22
<i>i)</i> 2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み.....	22
<i>ii)</i> 分野横断的な主要政策ツール	22
<i>iii)</i> 分野別の課題と対応	23
(2) カーボンプライシング.....	29
(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み.....	29
<i>i)</i> 円滑な資金供給に向けた基盤整備	29
<i>ii)</i> グリーンボンド等の取引の環境整備	29
<i>iii)</i> サステナビリティに関する開示の充実	29
<i>iv)</i> 金融機関による融資先支援と官民連携	30
(4) 地域脱炭素ロードマップ.....	30

(5) 循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他.....	31
3. グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現.....	35
(1) カーボンニュートラルに伴う産業構造転換.....	35
(2) カーボンニュートラルに伴う電化とデジタル技術の活用.....	35
(3) 水素ステーションの整備.....	35
(4) 電気自動車向けの急速充電設備の整備.....	35
(5) 石炭火力自家発電のガス転換等.....	35
(6) 再エネ普及のための送電線網の整備.....	35
4. 「人」への投資の強化	36
(1) フリーランス保護制度の在り方.....	36
(2) テレワークの定着に向けた取組.....	36
(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現..	37
<i>i) 兼業・副業の促進</i>	<i>37</i>
<i>ii) エssenシャルワーカー等の就業環境の整備</i>	<i>38</i>
<i>iii) 70歳までの就業機会の確保等.....</i>	<i>38</i>
①70歳までの就業機会確保.....	38
②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し	38
<i>iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援</i>	<i>38</i>
①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備	38
②人的資本情報の「見える化」の推進	39
③賃金	39
(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進.....	40
<i>i) 女性活躍の更なる拡大</i>	<i>40</i>
<i>ii) 高度外国人材の受入促進</i>	<i>41</i>
<i>iii) 中途採用・経験者採用の促進</i>	<i>44</i>
<i>iv) 企業組織の変革の推進</i>	<i>44</i>
(5) 人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化.....	44
(6) 労働移動の円滑化.....	44
<i>i) 雇用の維持と労働移動の円滑化</i>	<i>45</i>
<i>ii) リカレント教育の推進</i>	<i>45</i>
<i>iii) 主体的なキャリア形成を支える環境整備</i>	<i>47</i>
(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実....	47
<i>i) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成</i>	<i>47</i>
<i>ii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成</i>	<i>49</i>
<i>iii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用</i>	<i>50</i>
(8) 全世代型社会保障改革の方針の実施.....	51

5. 経済安全保障の確保と集中投資	52
(1) 経済安全保障政策の推進.....	52
<i>i)</i> 経済安全保障の観点からの技術優越性の確保.....	52
<i>ii)</i> 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上.....	52
<i>iii)</i> 経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討.....	52
(2) 先端半導体技術の開発・製造立地推進.....	52
(3) 次世代データセンターの最適配置の推進.....	53
(4) 電池の次世代技術開発・製造立地推進.....	53
(5) レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン.....	53
(6) ものづくり基盤の強化.....	53
6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備	54
(1) 新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し.....	54
(2) SPAC（特別買収目的会社）制度の検討.....	54
(3) 私募取引の活性化に向けた環境整備.....	54
(4) スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進.....	54
(5) スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援.....	54
7. 事業再構築・事業再生の環境整備	56
(1) 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備.....	56
<i>i)</i> 資本金の供給強化及び優先株の引受け推進.....	56
<i>ii)</i> 私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討.....	56
(2) 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備.....	56
<i>i)</i> 中小企業の私的整理等のガイドライン.....	56
<i>ii)</i> 個人破産への対応.....	56
<i>iii)</i> 金融機関等の取組.....	56
(3) 企業の収益力の回復.....	56
8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方	57
(1) 規制改革の推進.....	57
<i>i)</i> 国家戦略特区の推進.....	57
①更なる規制改革事項.....	57
②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開.....	58
<i>ii)</i> サンドボックス制度の活用.....	60
(2) 競争政策のリデザイン.....	61
<i>i)</i> 公正取引委員会の唱導の強化.....	61

ii) 公正取引委員会の体制及び執行の強化	61
9. 足腰の強い中小企業の構築	62
(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援	62
i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援	62
ii) 事業再構築への支援	63
(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上	64
i) 中堅・中小企業の海外展開支援	64
ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上	65
(3) 大企業と中小企業との取引の適正化	66
i) 下請取引の適正化	66
ii) 大企業と中小企業の連携促進	66
iii) 約束手形の利用の廃止	67
iv) 系列を超えた取引拡大	67
(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援	67
(5) 官民連携による経営支援の高度化	67
(6) デジタル化を通じた生産性向上	67
10. イノベーションへの投資の強化	69
(1) リバースイノベーションの推進	69
(2) 文理融合の推進	69
(3) 量子技術等の最先端技術の研究開発の加速	70
(4) 大学ファンドの創設などを通じた大学改革	73
(5) 知的財産戦略の推進	74
(6) 未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会	76
(7) 福島における新たな産業の創出	77
11. コーポレートガバナンス改革	78
12. 重要分野における取組	80
(1) ワクチンの国内での開発・生産	80
(2) 医薬品産業の成長戦略	81
i) ライフサイエンスの強化、国際展開	81
ii) データヘルス、健康・医療・介護のDX	83
①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進	83
②ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進	85
③医療・介護現場の組織改革等	88
iii) 疾病・介護の予防	89
(3) 海洋	92

(4) 宇宙.....	93
(5) PPP/PFI の推進強化.....	94
(6) 国際金融センターの実現.....	96
(7) 対日直接投資の促進.....	96
(8) 個別分野の制度改革.....	97
<i>i)</i> 自動配送ロボットの制度整備.....	97
<i>ii)</i> 電動キックボードの制度整備.....	98
<i>iii)</i> ドローン等の制度整備.....	98
<i>iv)</i> キャッシュレスの環境整備.....	99
(9) フィンテック／金融.....	100
(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決.....	101
<i>i)</i> インフラの整備・維持管理.....	101
<i>ii)</i> 防災・災害対応.....	103
<i>iii)</i> 交通・物流.....	104
<i>iv)</i> 都市の競争力向上.....	106
(11) モビリティ.....	107
<i>i)</i> 自動運転の社会実装.....	107
<i>ii)</i> 日本版 MaaS の推進.....	108
<i>iii)</i> モビリティの DX、次世代技術の社会実装.....	108
(12) ロボット技術の社会実装.....	109
1 3. 地方創生.....	111
(1) 観光立国の実現.....	111
<i>i)</i> 感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生.....	111
<i>ii)</i> 魅力ある観光地域とコンテンツ造成.....	112
<i>iii)</i> インバウンド等の段階的復活.....	113
(2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現.....	114
<i>i)</i> 輸出促進等「新たなマーケット」の創出.....	114
①農林水産物・食品の輸出の促進.....	114
②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大.....	116
③新事業分野の開拓.....	116
<i>ii)</i> 農業の生産基盤の強化.....	117
①生産基盤の確保・強化.....	117
②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化.....	119
<i>iii)</i> 林業の成長産業化.....	120
<i>iv)</i> 水産業の成長産業化.....	121
<i>v)</i> 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジ	

ネスの創出等.....	122
(3) 地域金融機関の基盤強化.....	123
(4) 地域企業のための経営人材マッチング促進.....	123
(5) 地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大	123
(6) 地域公共交通の活性化.....	124
(7) スーパーシティ構想等の推進.....	124
(8) 地域づくり人材の確保.....	125
(9) 土地政策.....	125
(10) スポーツ産業の未来開拓.....	125
i) ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化.....	126
ii) スポーツを核とした地域活性化.....	127
(11) 文化芸術資源を活用した経済活性化.....	128
i) 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進.....	128
ii) 文化芸術資源を核とした地域活性化.....	129
1 4. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現.....	131
(1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導.....	131
i) 多角的貿易体制の維持・強化.....	131
ii) 経済連携交渉、投資関連協定.....	131
iii) DFFT のための国際ルール作り.....	132
(2) 基本的価値を共有する同志国との協力拡大.....	132
(3) 日本企業の国際展開支援.....	132
i) インフラシステム海外展開.....	132
ii) SDGs の推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開.....	134
(4) クールジャパン等.....	135

【別添】成長戦略フォローアップ工程表

法律名につき、成長戦略実行計画及び成長戦略フォローアップでは以下の略語等を用いている。

家事事件手続法	家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）
5G 法	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号）
デジタルプラットフォーム取引透明化法	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和 2 年法第 38 号）
改正個人情報保護法	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和 3 年法律第 32 号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
改正農業法人投資円滑化法	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 26 号）による改正後の農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）
道路運送車両法	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
高圧ガス保安法	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
地域公共交通活性化再生法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
改正温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
下請代金支払遅延等防止法	下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
下請振興法	下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
労働基準法	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
雇用保険法等の一部を改正する法律	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）
改正高年齢者雇用安定法	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）

パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
改正労働施策総合推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
改正男女雇用機会均等法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
改正女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
育児・介護休業法等の改正法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 58 号）
日本語教育の推進に関する法律	日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）
労働者協同組合法	労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）
電波法	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
航空法	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
生産性向上特別措置法	生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）
道路交通法	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
仲裁法	仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）
改正下請振興法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）による改正後の下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
改正産業競争力強化法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）による改正後の産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
改正会社法	会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）による改正後の会社法（平成 17 年法律第 86 号）
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
宇宙活動法	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
流域治水関連法	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）
踏切道改良促進法	踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）
建築基準法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
人口急減地域特定地域づくり推進法	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）

改正自然公園法	自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）による改正後の自然公園法（昭和32年法律第161号）
文化観光推進法	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）
農林水産物・食品輸出促進法	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）
改正種苗法	種苗法の一部を改正する法律（令和2年法律第74号）による改正後の種苗法（平成10年法律第83号）
農業競争力強化支援法	農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）
ため池工事特措法	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）
都市農地貸借法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）
国有林野管理経営法	国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）
改正森林組合法	森林組合法の一部を改正する法律（令和2年法律第35号）による改正後の森林組合法（昭和53年法律第36号）
改正間伐等特措法	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第15号）による改正後の森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）
改正漁業法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）
改正瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号）による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）
所有者不明土地特措法	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）
改正文化財保護法	文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）による改正後の文化財保護法（昭和25年法律第214号）

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進

- ・官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、2021年3月にクラウドサービスリストが公開された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において、統一的なセキュリティ要求基準に基づき安全性の評価がされたクラウドサービスについて当該リストへの追加登録や更新審査を行い、全政府機関における本制度の利用を促すとともに、運用状況を踏まえ、基準等について見直す。
- ・公共安全 LTE については、2021年度から先行的に基本機能の運用を開始し、安定性・信頼性の確保のための技術的検討を実施した上で、2022年度から本格運用する。
- ・Gビズ ID の普及拡大やJグランツの利便性向上、Gビズコネクトを通じたデータ連携の推進など、法人デジタルプラットフォームの整備を進め、事業者向け行政手続の利便性を向上させる。
- ・世界最高水準の事業環境を実現するために、以下の取組を行う。
 - －法人設立ワンストップサービスについて、起業時に本サービスが一般的に利用されるよう広報活動を行う。
 - －商業登記電子証明書について、法人の本人確認をデジタル完結させる手段として一般的に利用されるよう広報活動を行う。2021年度中に、利便性の向上策や無償化の可否を検討する。あわせて、クラウド化に向けた検討を行う。また、費用対効果も踏まえつつ、2025年度までの可能な限り早期に新規システムの運用開始を目指す。
 - －年末調整・所得税の確定申告手続について、マイナポータルを活用した各種申告書の入力自動化等を行う。具体的には、①医療費通知データについては、2022年2月を目途に、②ふるさと納税の寄附金控除証明書データについては、2021年度以降に、自動入力可能とす

- る。
- －地方税共通納税システムについて、2021 年 10 月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象税目に追加し、金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組む。
 - －裁判手続について、司法府の自律的判断を尊重しつつ、①現行家事事件手続法の下でのウェブ会議を活用した非対面での運用について 2021 年度中に一部の家裁本庁で試行すること、②「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」で令状等の書類発受、捜査・公判での各手続等のオンライン化に係る法制化を早急に検討し、2021 年度内を目途に取りまとめること等を期待する。
 - －AI を活用したデータベース化の実現のために具体的な課題や方策を 2021 年度中に検討し、民事判決情報の利活用に向けて取り組む。
 - －オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向け、AI 技術の活用可能性等の検討を進め、ODR を身近なものとするための基本方針を 2021 年度中に策定する。下請かけこみ寺でのオンライン相談を 2021 年度から実施する。
 - －固定資産評価額の証明書の取得・提出の慣行をなくす観点から市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進を図る。
 - ・乳幼児の定期予防接種について、民間による電子的な予診票を利用可能とするため、2021 年度中できるだけ早期に、本人（保護者）及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理して公開する。これにより、先行対応可能な市区町村から統一された予診票のデジタル化を順次実現することを目指す。自治体業務（対象者への予防接種の周知、予防接種記録、医療機関との間の請求支払など）のシステム標準化の支援については、2025 年度までに実現する自治体システム標準化対象の 17 業務の 1 つとなっている予防接種台帳システムを含む健康管理システムにおいて、優先順位を上げて対応する。

ii) デジタル社会の共通基盤の整備 (マイナンバー制度)

- ・社会保障・税・災害の 3 分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携及び、行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携について、2021 年度に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022 年の通常国会に法律案を提出する。
- ・マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み等について、可

能な限り 2022 年度中の運用開始を目指す。また、預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）については、2024 年度中の運用開始を目指す。付番の状況を見つつ、更なる検討を行うこととする。

なお、関係各所と調整の上、政省令の制定や金融機関におけるガイドラインの策定を進めるとともに、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を行い、円滑な施行に向けて準備を整える。

- ・マイナポータルなどのユーザー・インターフェース、ユーザー・エクスペリエンスの最適化として、2021 年度までに利用者（国民）の満足度（分かりやすい、操作しやすい、時間がかからない等）、業務で利用する地方公共団体等の満足度（操作しやすい、不備案件が少ない、業務システムと連携しやすい等）を抜本的に改善・最大化する。その際、更なる民間の知見や技術の活用を含めて検討する。また、2022 年度以降も、継続的に改善を行う。
- ・優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等について、マイナンバーを活用した住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等を目指す。あわせて、2021 年度に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、2023 年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、2024 年度にデジタル化を開始する。
- ・運転免許証のデジタル化を図り、2024 年度末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを 2024 年度末までに警察庁の共通基盤上に集約する。
- ・在留カードとマイナンバーカードの一体化について、2021 年中に結論を得て、所要の法律案を 2022 年の通常国会に提出する。政省令等の整備・システム改修を経て、2025 年度から一体化したカードの交付を開始する。
- ・マイナンバーカードの 2024 年度中の国外での継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、開始に伴い、マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。
- ・2022 年度から旅券（パスポート）のオンラインでの申請を可能とし、その際、マイナポータルを利用し、マイナンバーカードの公的認証機能を活用する。また、マイナポータルを利用し、2024 年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証

- 明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略を検討する。
- ・養育費の支払確保策として、マイナンバー制度の活用の可能性を検討する。
 - ・デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルを活用し、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。
 - ・2021年度末までにマイナポイント事業の基盤を活用したモデル事業を複数の地方公共団体で実施し、地方公共団体が多様なポイント給付事業を実施できる基盤を構築する。
 - ・マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載の実現に向けて、2021年度末までに技術検証・システム設計を行い、2022年度中の実現を目指す。その際、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策について、その課題を整理・検討を進めるほか、マイナンバーカードの券面情報を正確に入力する機能など、マイナンバーカードの他の機能についても、関係する国際標準規格との相互運用性の確保など様々な課題を整理した上で、スマートフォンへの搭載方法について検討する。あわせて、公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者のIDの利活用に関する課題と対応を整理する。
 - ・自動車検査登録手続について、業務改革を徹底した上で、マイナンバーカードの利活用を含めたデジタル技術の活用による国民の利便性向上及び業務の効率化を実現するため、2021年度初めから実施している業務フロー改善調査の検討結果も踏まえ、制度整備やシステム改修等を行い、2022年度から新たな業務フローを順次導入する。

(国・地方を通じたデジタル基盤の標準化等の推進)

- ・地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)について、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、関係府省が標準仕様を作成する。国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、2025年度を目標時期として、地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、先行事業を通じた検証を行うとともに、デジタル基盤改革支援基金等による支援を行う。
- ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2020年12月改定)に基づき、住民情報の流出防止の徹底を維持しつつ、国が認めた特定通信に限りインターネット経由での申請等のデータの電子的移送を可能とする等地方公共団体での適正なセ

セキュリティ対策の徹底を働きかける。また、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含め新たなセキュリティ対策の在り方を検討する。さらに、地方公共団体のパブリッククラウドの利用について、ISMAPの運用状況等を踏まえ、必要なセキュリティ対策を検討する。

- ・2020年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、地方公共団体の取組を着実に進めるため、2021年夏を目途に自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等の進め方を「（仮称）自治体DX推進手順書」として提示する。

iii) 包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備（データ戦略）

- ・データ利活用の促進のため、行政分野では、ガバメントクラウドやガバメントネットワーク、ベースレジストリなど官民がDXを進める上で共通基盤となるインフラを2021年9月に発足予定のデジタル庁において中長期的に整備・運用することとして、2025年度を目標に、各府省・地方自治体にサービス提供を行うとともに民間事業者のサービスと連携し、プラットフォームとしての行政を実現する。

また、データ流通を阻害する要因を除去するルールをデータ戦略タスクフォースにおいて整理し、今後、データ連携を促進する取組やプラットフォームを構築する取組において具体化を図る。

健康・医療・介護、教育、防災の分野において、デジタル庁及び関係府省が連携してこれらのルールの具体化を図るとともに、2021年度中に、それぞれの分野の抱える政策課題を特定する。

- ・バイオ分野、マテリアル分野、宇宙分野などデータ連携が進みつつある重要な産業分野において、データの連携や提供の方法と安全管理措置、データ連携に係るコスト負担の考え方等、データ連携に関する基本的な考え方を2021年度までに取りまとめる。

ーバイオ分野において、国際的な市場獲得に向けて必要なデータ連携基盤の構築を目指し、2022年度中に「バイオデータ連携・利活用に関するガイドライン（仮称）」を策定する。このため、SIP等の研究開発プロジェクトも活用し、データの構造化やクリーニング、連携APIの作成等の要件を実証できるよう、2021年度半ばまでに当該ガイドラインの中間取りまとめを行う。

ー製造プロセスを効率化・合理化するためのプロセス・インフォマティクスの推進に向けて、2021年度中にファインセラミックスや機能

性化学品等のプロセスデータの整備方針を策定する。また、2022年度以降、効率的なデータ取得基盤を整備し、取得オープンデータを活用するシミュレーションツールを構築する。さらに、材料開発の現場でのクローズデータの活用等も通じた同ツールの精度の向上により、その普及を図る。

- －必要なデータの創出、蓄積、利活用促進によるマテリアルズ・インフォマティクスの推進に向けて、2021年度から、先端的な共用設備の提供体制を構築し、AI解析機能の実装によりデータ中核拠点に集約される良質なデータを基軸にした研究開発を推進する。また、2022年度までに国費研究データに係る優先領域と保管形式の考え方を整理するとともに、2023年度までにデータを一元的に利活用するシステムの試験運用を開始する。
- －2021年度に政府衛星データプラットフォーム「Tellus(テールス)」での衛星データの利用・分析等の更なる拡充を図るとともに、国際標準に基づくAPIでの衛星データの提供と利用を推進する。また、ユーザー向けのハンズオントレーニングやコンテストの実施、地方公共団体等が有する地理空間情報とのデータ連携、ユーザーと連携したニーズベースのアプリ開発実証、欧州コペルニクスとのデータ連携等により、衛星データの利用拡大や新たなビジネス創出を促す。
- －「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」に基づき、2021年度からトラクター、コンバイン等農業機械から取得される位置や作業記録等のデータの連携・共有を進める。また、農業データ連携基盤においてデータ連携を実現するAPIの実装等の活用促進と運営体制の強化に向けた検討を進め、生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンのプラットフォームを2022年度までに構築する。
- －都道府県が導入を進める森林クラウドとデータ連携が可能なICT生産管理システムの標準仕様を2021年度末までに作成し、民間事業者への導入促進を図るとともに、サプライチェーンでの需給や合法性確認等データをシステム共有する取組を加速化する。
- －水産資源の評価・管理の高度化、効率的な操業・経営の支援や水産関連ビジネスの創出を支援するため、水産業データ連携基盤に基づき水産分野のデータ連携・共有を推進するとともに、データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立やデータ標準化の検討を進め、2021年度にデータ契約ガイドラインを策定する。
- －官民が有する不動産関連データの連携を進めることで、不動産市場の透明性向上、不動産業の生産性や消費者の利便性の向上、低未利

用不動産の利活用や所有者不明土地の所有者探索を促進するため、2021 年度中に不動産関連データの連携基盤となる不動産 ID（共通番号）のルール整備に着手する。

- －港湾の電子化（サイバーポート）については、民間事業者間の物流手続の電子化を行う港湾物流分野（2021 年 4 月から運用開始）の利用促進・機能改善を図るとともに、港湾管理分野及び港湾インフラ分野の電子化を進め、2023 年度以降のデータ連携による 3 分野一体の運用を目指す。
- －2021 年度から利用者の意見を踏まえて海のデータに関する API 連携やデータの標準化に関するルールを見直すとともに、関係者間でのデータ活用を促し、2022 年度までに海のデータ連携を着実に進める環境を整備する。これにより、航路設定の最適化や漁場の探索精度の向上等に向けて、水温、海流、船舶通航量等の海のデータの活用や官民での共有を図ることとし、2021 年度は試行版を公開した上で、利用者からの意見・要望等を踏まえて機能改善を行い、2021 年度末までに海のデータに関する API の正式版を公開する。
- －内閣府においてインフラ分野全体での連携型インフラデータプラットフォーム構築に向けて、官民共同による運営体制などの環境整備を 2021 年度中に行い、関係機関におけるデータ連携を開始する。
- －2021 年度中に製造分野でのデータの単位や表現方法等データ品質の改善活動を開始するとともに、2022 年度から企業間でのデータ流通の仕組みを導入し、製造現場の価値あるデータの最大限の活用を目指す。
- －公共交通における混雑状況等の MaaS（Mobility as a Service）関連データの提供等、MaaS の社会実装を推進するため、2021 年 4 月に改訂した「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」に基づく MaaS 関連データの連携・利活用を推進する。

（準公共分野等における共通基盤の整備）

- ・デジタル庁は、健康・医療・介護、教育、防災等の準公共分野や、契約・決済等の業種を超えたシステム間連携が必要な相互連携分野について、①社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組を一気通貫で支援するためのプログラムの創設について検討する。当該支援プログラムは、府省庁の枠を超えた管理を行うため、デジタル庁が分野ごとに関係府省庁や関係機関等を含め推進体制を整備した上で、各分野におけるデジタル化を推進していく仕組みとな

るよう検討を進める。

iv) デジタル人材の育成

- ・DXの推進を支える人材育成のため、デジタル人材育成プラットフォームを整備するとともに、産学官金を巻き込んだ地域包括DX推進拠点を全国でネットワーク化し、DX成功例の創出や人材育成に資するDXプロジェクトを実施する。
- ・高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、民間企業や地方公共団体等と連携したオンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に関する助言・相談等の支援を2021年度から全国で本格実施する。
- ・デジタル改革をけん引する人材を確保するため、ITスキルに係る民間の評価基準を活用して採用を円滑に進める等、優秀な人材が民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境の整備を進める。デジタル庁を中心に各府省においては、2022年度以降、国家公務員採用総合職試験に新たに設けられるデジタル区分及び国家公務員採用一般職試験において試験内容を見直した上で改称されるデジタル・電気・電子区分の合格者について、積極的に採用する。あわせて、国・地方の職員に対する研修の充実・強化、キャリアパスの設定促進など行政機関におけるデジタル人材の育成を図る。さらに、レベルの高いデジタル人材が企業に供給・活用され、企業のデジタルケイパビリティを向上させるべく、デジタル人材の育成・確保を進めていく。

(2) 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G（ビヨンド5G）の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) 安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進

- ・低遅延や多数同時接続が可能となる全国5G・ローカル5Gの整備を、サイバーセキュリティやオープン性を確保しつつ推進するため、5G法に基づく税制支援措置等を行う。
- ・5Gについて、全国的な整備を推進するため、条件不利地域において実施する携帯電話等エリア整備事業等を引き続き実施するとともに、インフラシェアリングを活用した基地局整備の促進等、官民の役割分担を踏まえた支援を行う。
- ・5Gを活用したソリューションの普及を促進するため、ローカル5G等の開発実証によるソリューション事例の創出に取り組むとともに、当

該ソリューション事例や携帯電話事業者による 5G を活用したソリューション事例を多くの企業等において提供・利用しやすい仕組みの構築を目指す。

- 今後の産業用途への拡大のために必要となるポスト 5G (多数同時接続や超低遅延の機能が強化された 5G) などの情報通信インフラに関して、0-RAN、vRAN を始めとする各要素技術の研究開発、社会実装、国際展開を支援する。加えて、ポスト 5G で必要となる先端半導体を将来的に国内で製造できる技術を確保するため、製造技術の開発に取り組む。
- ポスト 5G ネットワークを利用しつつ、クラウドより利用者に近いエッジで高速・高度な AI 学習・データ処理を行う 5G-MEC (Multi-access Edge Computing) 技術の利活用により、スマート工場や自動運転、スマートシティなど多様な産業の高度化・DX を促進するため、2021 年度に 5G と MEC に関するデバイス・システム・アプリケーションの開発を行い、社会実装に向けて導入支援する。
- 情報通信基盤の早期の全国展開に資する以下の取組を行う。
 - －光ファイバや携帯電話について、従来の目標を 1 年前倒して、いずれも利用できない地域を 2022 年度末までにゼロとすることを目指す。
 - －高度無線環境整備推進事業等により光ファイバ整備を推進するとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化の支援やブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行の推進に取り組む。
 - －ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を行い、2021 年夏頃に取りまとめるとともに、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインターネットトラヒックの急増を踏まえ、インターネットの混雑緩和や品質確保を図るため、インターネットトラヒック増の対応に係るガイドラインを 2021 年度中に策定する。また、大規模かつ突発的なトラヒックに関する情報の事前共有の仕組みの実証や東京・大阪に集中する IX の地域分散の推進、インターネットの接続改善に係る利用者への啓発活動に取り組む。
- 5G について、我が国の 0-RAN や vRAN の取組に対する 5G 法による税制支援等の成果やシステム実用化の状況も踏まえつつ、G7 各国等と連携してオープン化とベンダーの多様化によるセキュリティと強靱性の確保を進めるとともに、我が国企業の 5G に係る製品・システムの海外展開を推進する。
- 日米首脳での合意を踏まえ、インターネットエコノミーに関する日米

政策対話（IED）や日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）を通じてこれまで培われてきた協力体制を基礎とした「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」（GDSP）を立ち上げ、日米による第三国連携や多国間の枠組みでの連携等を行うことにより、我が国を含む世界的なデジタル経済の一層の促進に向けた協力関係を構築する。

ii) いわゆる 6G（ビヨンド 5G）の推進

- ・ ビヨンド 5G について、世界最高水準の研究開発環境を整備し、積極的な先行投資とともにシェア確保に向けた取組を推進する。あわせて、ビヨンド 5G の実現に向けてグローバルな官民連携の下で戦略に取り組む体制を整備する。具体的には、
 - － 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に創設された研究開発基金及びテストベッド等の共用施設・設備を活用し、官民の叡智を結集して、テラヘルツ波等高周波の利用技術やマルチコアなどの高速大容量の光ネットワーク技術等の研究開発に取り組む。また、当面 5 年間の集中的な研究開発投資に向け、ビヨンド 5G 研究開発への電波利用料の活用についても検討を行う。
 - － 産学官のビヨンド 5G 実現に向けた取組の加速化及び国際連携の促進のため、「Beyond 5G 推進コンソーシアム」の活用等により、2021 年度中に我が国が今後注力すべき分野等を分析し得られた知見を共有するとともに、国外のビヨンド 5G 推進団体との情報共有等を含む MOC の締結等することで、国際的な連携体制を構築する。
 - － 「Beyond 5G 新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレーヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。また、ビヨンド 5G に関する標準の戦略的な活用に向けた省庁横断的な取組について、統合イノベーション戦略推進会議標準活用推進タスクフォースと連携して推進する。
- ・ 電波模擬システム（日本版コロッセオ）¹について開発及び整備を 2023 年度までに行うとともに、2022 年度までにユーザー向けの検証環境を一部開放し、新たな電波システムの開発・検証を促進する。
- ・ 通信ネットワークの更なる高速・大容量化の早期実現に向け、通信ト

¹ 仮想空間において新たな電波システムを大規模かつ高精度に検証可能とするシステム

ラヒック及び消費電力の急激な増大に対応するための光伝送技術等を実用化する。具体的には、2025年度末までに基幹網及びアクセス網の伝送速度を現状の100倍にする技術の確立を目指す。

(3) 携帯電話料金の低廉化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づき、相談窓口や各種実態調査を通じた課題把握やデジタル技術を用いた取引モニタリング等を進め、規制対象事業者による取引の透明性・公正性向上に向けた自主的な取組を促す。
- ・デジタル市場における競争促進の観点から、反競争的行為への厳正・的確な対処、実態調査の継続的な実施、海外競争当局との連携などに取り組むとともに、外部人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の整備など、デジタル・経済分析・審査情報解析分野における公正取引委員会の体制を強化する。
- ・改正個人情報保護法の施行に向けて、個人情報保護委員会において、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視・監督する組織体制を構築する。
- ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき、2021年秋頃に官民協議会の円滑な立ち上げのための準備会合を開催するほか、2021年内を目途に取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置等に係る指針等の具体案を公表するとともに、施行に向けて必要な体制の整備を図る。
- ・デジタル取引の適正化による公正な市場環境の実現に向けて、アフィリエイト広告に係る景品表示法の適用等に関する考え方や不当表示の未然防止等のための取組を検討し、2021年中を目途に一定の結論を得る。
- ・デジタル社会に不可欠なデータの利活用を促進し、データ流通量の増加を図るため、情報銀行によるデータの加工・仲介・分析機能の強化

に向けた環境整備を 2021 年度に行い、その成果を踏まえて、2022 年度中に情報銀行と自治体・地域事業者とのデータ連携による地域活性化や情報銀行をハブとしたデータポータビリティの実現に向けた検討を行い、データ連携に係る要件や仕様を取りまとめるとともに、必要な認定指針の見直しを行う。

- ・個人情報や視聴データの適切な取扱いのために、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」を 2022 年 4 月 1 日までに改正するとともに、地域の実情を踏まえたネット配信と放送番組の視聴データの活用の仕組みの構築に向け、伝送方式に応じた最適な配信基盤や受信環境の在り方の検討等を行い、2022 年度中にガイドラインの解釈に資する事例を取りまとめることで、業界団体における自主ルールの策定等を促進する。
- ・インターネット上の誹謗中傷やフェイクニュース、偽情報に関し、プラットフォーム事業者による対応状況に係るモニタリングを実施し、2021 年 9 月までに評価結果について中間取りまとめを行う。さらに、プラットフォームサービスに係る通信端末の位置情報、端末 ID、クッキー、インターネット上の行動履歴等の利用者情報の適切な取扱いを確保するために、プラットフォーム事業者の利用者情報の取扱いの状況のモニタリングを実施するとともに 2021 年度中に「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等を見直し、2022 年度より適用する。
- ・特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み、やり取りするデータや相手方を検証できる仕組みなどの新たな信頼の枠組みをインターネットの上に付加するトラステッド・ウェブ (Trusted Web) の実現に向けて、技術仕様の検討を進める。

(5) デジタル技術を踏まえた規制の再検討

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

(モビリティ分野)

- ・自動車の完成検査について、実証事業の結果、AI 等を活用した検査が可能と考えられる検査項目が整理された。これを踏まえ、こうした項目について、現在完成検査員が行っている検査を AI 等で代替することが可能となるよう、2021 年内に制度改正を行う。あわせて、国が自動車メーカーに対して行っている型式指定監査について、2020 年度の

検討結果を踏まえ、2021年度には検査データのセキュリティ確保等の観点から更なる検討を行い、遠隔からの監査を可能とするシステムを構築することができれば、制度を見直す。

(金融分野)

- ・プロ投資家対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、プロ投資家の要件の弾力化に向けて2021年度中に制度改正を行う。
- ・金融商品販売における高齢顧客対応について、実証事業の結果、投資家としての能力と関連性のある項目が特定された。これを踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた制度改正について2021年度中に結論を得る。
- ・現状、各金融機関が個別に取り組む、マネー・ロンダリングに関する疑わしい取引の検知や制裁対象者の照合といった業務を効率化していくため、各社が共同で取り組む業務プロセスの構築やAIを活用したシステムの開発に向け実証事業を実施した。今後、実証事業の提言を踏まえ、共同化プラットフォームにおいて、取引情報の活用及び共有を円滑に行えるよう、共同化プラットフォームの運営・ガバナンスや規制・監督上の位置付けの明確化を図る。

(建築分野)

- ・外壁調査を行う赤外線装置を搭載したドローンについて、実証事業の結果、精度の向上が認められた。これを踏まえ、2021年度に残された課題について検証を行い、一級建築士等による打診調査と同等以上の精度で問題箇所を検出する性能を確認の上、制度改正を行い、2022年度以降、建築物の定期検査における外壁調査で使用可能とする。

さらに、上記3分野における検討の深掘りを行うとともに、スマート保安を始め他分野への展開を図る。

- ・電力、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガスの分野において、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、自己管理型を基本とした事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することを許容し、手続き・検査の在り方を見直す。このため、2022年通常国会での関連法案の提出を念頭に、検討を進める。
- ・労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2021年3月に、開放検査周期を最長12年に延長したことについて周知を図る。また、検査周期を設備の状態により管理する手法(CBM)や事業者による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保と

いった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021年度中に対応を検討し結論を得る。

- また、労働安全衛生法上の防爆規制について、2021年2月に示した電子機器等を活用する場合における危険エリアの判断基準の周知を図る。また、防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込み規制の見直しに向けて、検定制度によらない安全確保措置の在り方について、2022年までを目途に議論が進められている IEC における動向も踏まえつつ、対応を検討し結論を得る。

(6) ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(7) スマート農林水産業

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

i) スマート農業の推進

2022年度までに、生産基盤の強化を技術面から支えるスマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

(スマート農業の推進)

- 2019年度から実施している実証プロジェクトで収集した農業経営データを基に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）を中心に、農業者が利用しやすい形で経営診断を行うシステムを開発し、経営向上に資するスマート農業の導入を促す。
- 実証プロジェクトの中で、2021年度から新たに、農業生産段階での省力化のみならず、農産物の付加価値向上や、雇用の拡大、地域活性化にもつなげていけるよう、流通・消費者も含めたスマート商流の取組を行う。
- 生産から販売・消費までのデータ連携を実現するスマートフードチェーンプラットフォームを2022年度までに構築する。このスマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表 JAS（仮称）の策定について検討する。
- 米と比較して開発・導入が遅れている野菜・果樹等について、スマート農業技術の導入を促進するため、地場メーカー、農業者、大学、ス

- タートアップ企業、地域金融機関等による地域コンソーシアムの組成を促し、地域のニーズに応じた改良等の可能性も含め、効果的な社会実装につながる汎用性の高い技術の研究開発等の取組を推進する。
- ・農地の集積等が進んだ地域については、担い手農業者に対するスマート農業機械の導入支援などを通じて、引き続きスマート農業の実装を後押しする。加えて、スマート農業のメリットを感じにくい、農地の集積等が進んでいない小規模農業産地において、農地の集積・集約化を促進しつつ、スマート農業産地の形成・創出に取り組み、スマート農業技術の導入による生産性向上を促す。産地が目指すスマート農業技術を用いた農業の姿を合意形成できた複数の経営体が参画し、スマート農業機械のレンタル・シェアリングも活用し初期投資の課題を乗り越えながら、農作業の集約化を図る。
 - ・スマート農業産地のメリットの明確化を図り、合意形成に資するよう、各産地のビジネスモデルに関するコンサルテーション機能を担う情報発信拠点を形成するとともに、スマート農業実証プロジェクト実施地区の取組事例や多様な農業支援サービス事業者が持つスマート農業技術の情報などを一元的に集積し、優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の全国規模の協議会の設立を図る。
 - ・スマート農業産地における、減農薬・減化学肥料による環境保全や大幅な省力化などの効果があるスマート農業技術の導入を促進する仕組みについて、今後のスマート農業機械の導入状況を見極めながら、検討し、具体的な措置を講ずる。
 - ・スマート農業の実装を促進するため、自動走行農業機械に適した農地の大区画化や ICT 水管理施設等の整備を推進する。
 - ・スマート農業の推進に資する農村周辺での通信環境整備のため、現場の状況に応じて、農林水産省の関連事業と総務省の関連事業を効果的に活用する。
 - ・農林水産省と総務省の間で、スマート農林水産業を加速化する必要性についての危機感、農林水産業の各分野・地域横断的な課題、各分野における取組の進捗状況などを共有し、民間会社の協力も得ながら解決に向けた対応策を検討するための連絡会議を設置する。
 - ・道府県立農業大学校でのスマート農業のカリキュラム化について、現在の 32 校から、2022 年度までに、42 校全校に拡大するとともに、既に就業している農業者を対象としたスマート農業研修も充実させる。
 - ・都道府県の農業普及指導員が、農業者や農業支援サービス事業者からの相談に対応する体制を構築する。
 - ・農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関

する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施される2022年度に向けて、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート農業に関するアクティブな学習を前倒しして実施する学校の増加を促す。

- 変化する農林水産業への就業を高校生が常に意識できるよう、スマート農業機械等の導入を支援することに加えて、授業や現場実習において、スマート農林水産業を実践する卒業生をはじめとする地域の農林水産業関係者や農業支援サービス事業者などの外部人材の活用を図るとともに、高校教員の更なる指導力向上のために、オンライン方式も含めた研修を充実させつつ、参画を促す。
- 農林水産省と文部科学省の間で、スマート農林水産業を加速化させることの必要性について認識を共有し、スマート農林水産業に精通した人材の育成を推進するため、連絡会議を設置する。
- スマート農林水産業をより一層促進するため、異なる技術力や発想力を持つ多様な関係者が業種横断的に集まる地域コンソーシアムの組成を促す。その際、特に大きな役割が期待される地方大学と地域金融機関の参画を積極的に促す。また、地域コンソーシアムの取組は、スマート農業の全国取組事例等を一元的に集積し優良事例の全国展開に向けた取組を行う民間主体の協議会に集積し、併せて全国への情報発信を図る。
- 国立大学改革の一環として、地方貢献に資するため、スマート農林水産業等の推進に向けて、地方国立大学における人材供給や研究開発を促進する。
- 地域における資金供給の円滑化を促進するため、スマート技術の活用やそれらに対する目利きに関する研修の実施など、株式会社日本政策金融公庫と地域金融機関の連携体制を一層強化する。

(農業支援サービスの育成・活動環境整備)

- 改正農業法人投資円滑化法に基づく投資スキームや日本政策金融公庫の資金融資等の活用により、資金面で農業支援サービス事業者の活動を支援する。
- 新規就農に向けた情報や求人情報をワンストップで提供しているポータルサイトで、2021年度から、農業支援サービス事業者の求人情報も提供する。また、この求人情報を各都道府県の技術力豊かな高等専門学校にも提供し、エンジニアなど農業以外の分野から人材を確保する。さらに、農業支援サービス事業者のサービス情報が登録され、農業者が手軽に検索・比較できるポータルサイトを2021年度中に立ち上げるとともに、農業支援サービス事業者間の情報交換を行える場を、

2021 年度中に設置する。

- ・地域とのつながりが乏しい農業支援サービス事業者が各地域に円滑に参入し、農業者が必要なサービスを受けられるよう、地方公共団体等が行う農業者とのマッチングを促進する。地方公共団体等による参入支援の取組や農業支援サービス事業者の活動による具体的な成果を、スマート農業新サービス創出プラットフォームの民間企業や研究機関等と共有し、農業支援サービスの市場拡大を図る。さらに、農業支援サービス事業者への農研機構の専門家の活用に向けた情報提供体制について検討する。
- ・2025 年度までに新しい病害虫発生予察を実現するため、ドローン等を活用した病害虫発生量の情報収集や AI 等を活用した病害虫発生予測技術の開発に取り組む。

ii) スマート林業の推進

2024 年度までに、スマート林業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- ・2021 年度に産官学の様々な知見者が参加する「林業イノベーションハブセンター（森ハブ）」を設置し、林業機械の無人化・自動化等の戦略的技術の開発・実証に関し、先端技術の導入促進のための林業分野以外の技術探索等を行い、その成果を活用し、技術開発方針の策定や民間事業者による事業化への支援を推進する。
- ・安全で生産性の高い林業を実現して、若者や女性、自伐型林業を含めた様々な林業経営者にとって安全で魅力ある産業への転換を図るため、森ハブの知見も活用し、2024 年度までの実用化を目指し、伐採、運搬、造林の作業を遠隔・自動で行う機械と、その基盤となる無線通信技術等に関する開発・実証を行う。また、これらの機械の実用化に合わせて安全性ガイドラインを整備する。
- ・市町村や林業経営者が利用可能な森林資源情報をまとめた都道府県森林クラウドを 2021 年度までに全ての都道府県で導入する。また、精密なレーザ計測を進め、順次、森林クラウドに計測成果を掲載するとともに、国有林の森林資源情報も掲載する。さらに、民有林・国有林の森林資源情報を一体的に国民一般へ公開する仕組みについて検討する。
- ・全国でのスマート林業のモデル的な導入に向け、国有林のフィールドも活用しつつ、2022 年度までに全国 12 か所程度での実践事例の分析・提供や、技術モデルの提示を行う。
- ・林業大学校でのスマート林業のカリキュラム化について、現在の全国

19校から、2024年度までに、21校全校に拡大するとともに、農業高校（林業関係学科を含む）に関して、スマート農業・林業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が2022年度に実施されることを踏まえ、農林水産省等が作成する教育コンテンツの活用等によりスマート林業に関するアクティブな学習を実施する学校の増加を促す。

iii) スマート水産業の推進

2023年度までに、スマート水産業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、以下の取組を一体的に進める。

- 2023年度までに、水産資源の評価対象の有用魚種全体（200種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、主要な産地市場・漁協の水揚げ情報を電子データで収集する体制を構築する。2021年度は200市場を目途に体制を構築し、2023年度に全国400市場程度に拡大することを目標とする。また、水揚げ価格情報を船上で確認できるシステムや船上から漁獲情報を産地市場関係者と共有するためのシステムの導入を促進する。
- 2023年度までに、沖合・遠洋漁業を行う漁船1,000隻以上が、漁場予測を含む衛星情報等からの精度の高い漁海況情報を活用できるよう、漁海況予測システムの開発・実証を行う。
- 2021年度中に、沿岸漁業で7日先までの漁海況予測情報の提供により経験が浅い漁業者でも漁場に効率的に到達できるような取組を10都道府県以上で実施する。
- 養殖について、2021年度中に赤潮発生予測情報を活用する取組を10か所以上で実施するとともに、個別の海域での養殖生産力の推定サービス、いかだの最適配置提案サービスなどの漁業支援サービスの活用を促進する。
- スマート技術と親和性の高い養殖に関し、革新的な技術を開発するため、産官学金の異なるアイデアを有する様々な業種からなるプラットフォームを、2022年度までに構築する。
- 海上での通信環境整備の一環として、衛星コンステレーションを用いた低廉な通信サービスが速やかに利用可能となるよう、2021年度中に、必要な制度整備を行う。
- 2024年度までに、水産大学校におけるスマート水産業のカリキュラム化を実施する。また、漁業の既就業者向けの短期スマート研修も充実させる。
- スマート水産業に関する学習内容が盛り込まれた新高等学校学習指

導要領が実施される 2022 年度に向けて、大学や企業等の専門家によるアクティブな出前授業を活用した学習が実施される水産高校の増加を促す。

(8) 企業等における DX の推進

- ・ 2021 年 6 月に DX 銘柄 2021 を選定・公表したことと併せて、デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業を国が認定する制度（DX 認定制度）の普及促進を引き続き行う。また、2022 年度にデジタルガバナンス・コードの見直しを進める。
- ・ 企業や投資家等が DX をより具体的に理解した上で進められるよう、個別企業が DX の取組状況を評価する上で有効な業種別リファレンスシナリオを 2021 年度中に策定する。また、非上場企業や中堅・中小企業が適切に DX を進められるよう、2021 年度中に DX 推進のためのリファレンスシナリオを策定するとともに優良企業の選定等を行う。
- ・ 企業が DX によりグローバルで競争力のあるデジタル技術の提供主体となるために必要な要素を 2021 年度中に取りまとめる。また、社会全体で DX を加速するため、全国の水道事業者への導入支援を通じて水道情報活用システムの展開を進めつつ、上水道事業等を事例として得られる知見を活用し、介護等の多様な業界で協調領域を形成して共通プラットフォームを構築するための技術的支援を行うとともに、組込みソフトウェア等の技術を活用した低遅延サービスの基盤構築を開始する。
- ・ サプライチェーンの寸断リスクなどに対応するための企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）を強化すべく、2021 年度中に無線通信技術の製造現場での本格活用に資する技術開発支援に着手する。
- ・ デジタルアーキテクチャ・デザインセンターを中心として、複数の事業者間等でのデータの連携・活用を促進するための基盤となる共通技術仕様（アーキテクチャ）について、デジタル庁をはじめとした各府省等からの依頼に基づき、先導的プロジェクトを進め、2021 年度中に一定の成果を得る。
- ・ システム等のオーナーが、第三者によるセキュリティ検証を活用することでそのサービスの品質を確保しやすい環境を整備するため、2021 年度中に、システム等を構成するソフトウェアの適切な管理に資するソフトウェアの部品構成表である SBOM(Software Bill of Materials) の日本における活用に向けた実証事業を開始するとともに、セキュリティ検証を担う事業者の信頼性を可視化する制度をはじめ、我が国のセキュリティ検証ビジネスの発展に資する取組の検討を行い、方向性

を取りまとめる。

- シェアリングエコノミーについて、安全性・信頼性向上を果たしつつ社会への浸透・定着を促進するため、シェアワーカー及びシェア事業者の認証制度の普及を図る。また、地域でのシェアリングエコノミーの活用に向けて、防災分野におけるモデル連携協定を基に、地方公共団体の協定締結を促すとともに、2021年度中に災害発生時等のシェア事業者向けの実施マニュアル等を作成する。さらに、シェアリングシティ推進協議会と連携し、地方公共団体等とともに公共サービスとしてのシェアリングエコノミーの新たな活用モデルを検討し、事業者団体よりその検討結果を提示する。
- 実空間における3次元情報を利用者間で共通利用できるよう、実空間における位置情報を統一的な基準の下、共通仕様で表現する「空間ID」の整備に向けて、2021年度から「空間ID」の技術的な実装方式や管理について検討し、2022年度中に「空間ID」の運用に関するガイドラインを策定するとともに、2024年度までに「空間ID」の標準化を進める。

(9) サイバーセキュリティの確保

- 「サイバーセキュリティ戦略」を2021年中に策定し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて進めている取組の活用やサプライチェーンリスクに関する技術検証体制・システム整備を進めるとともに、DX・ウィズ・サイバーセキュリティ(DX with Cybersecurity)の推進に向け、経営層の意識改革や地域・中小企業対策、人材育成・確保といった必要な取組を着実に進める。また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)がその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するサイバーセキュリティ対策強化のための監査等を行う。
- サイバーセキュリティに関する技術・情報を海外に過度に依存している状況を脱却するため、我が国独自にサイバーセキュリティ情報を国内で収集・生成・提供するためのシステム基盤を2021年度中に構築し、サイバー攻撃情報の分析を開始する。また、これらの情報を活用した製品検証環境や演習環境の試験運用を2022年までに開始し、産学への開放を通じて国産製品の開発や人材育成を促進する。
- 2020年11月に設立されたサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアムと連携し、2021年度中に、中小企業向けセキュリティサービスの普及や各地域でのセキュリティ・コミュニティ形成、産学

- 官連携等中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ対策の促進に必要な取組を整理し、取りまとめる。
- データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）について、2021年度に以下の取組を行う。
 - － eIDAS等の諸外国との十分性認定を見据えた制度比較等の調査検討
 - － タイムスタンプについて、国による認定制度が電子文書の送受信・保存に関する法令において有効な手段となるよう、その利用の拡大に向けた施策を実施
 - － eシールについて、民間の認定制度として実施する場合の在り方について指針を策定これらの取組状況を踏まえ、民間の保存書類の電子化を含めトラスト基盤を検討する。
 - デジタル空間での安全・安心な民間取引等において必要となる本人確認手法について、公的個人認証サービスの利用促進に加え、2021年中に有識者検討会を立ち上げ、安全性や信頼性等に配慮しつつ具体的な課題と方向性を整理し、その結果も踏まえ簡便な手法の一つであるeKYC等を用いた本人確認手法の普及を促進する。

2. グリーン分野の成長

(1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

i) 2030年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み

成長戦略実行計画に記載のとおり。

ii) 分野横断的な主要政策ツール

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・化合物パワー半導体やその基盤、リチウムイオン蓄電池、燃料電池、洋上風力発電設備の主要部品といった脱炭素化効果が高い製品の生産設備や炭素生産性向上につながる設備投資に対して、最大10%の税額控除等を措置する。
- ・2021年4月に開催された日米首脳会談において取りまとめられた「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」等に基づき、クリーンエネルギーや他の関連分野における両国の技術力を最大限に活用しつつ、第三国の脱炭素移行を促進することにより、気候変動に対処し、グリーンで持続可能な世界成長・復興を促進する。
- ・世界のカーボンニュートラル実現に向けて、アジア等新興国におけるエネルギー資源の安定供給確保と持続的な経済成長を実現しつつ、現実的なトランジションの取組を加速化するため、各国のニーズ等を踏まえたロードマップの策定やファイナンス支援等をパッケージ化した「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI)」を推進し、新興国の自主的な取組を支援する。
- ・2021年3月にWTOの少数有志国による閣僚級会合（オタワ・グループ閣僚級会合）において日本が提案した気候変動対策に資する製品の関税撤廃や規制面でのルール作り等国際的な枠組みの構築のため、2021年11-12月開催予定のWTO第12回閣僚会議に向けて、関心国と連携する。
- ・「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を活用し、洋上風力等カーボンニュートラル分野において強みを持つ欧米等の海外企業と日本企業との協業等を促進する。
- ・2021年秋に「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」として、エネルギー・環境関連の国際会議を集中的に開催し、カーボンニュートラル実現に向けた日本の戦略の世界に向けた発信や先端的研究機関間の協力促

進、イノベーションの実現やトランジションを支える資金の呼び込みに向けた環境整備を進めるとともに、水素、カーボンリサイクル、化石燃料の脱炭素化に関する国際的な議論や協力をリードする。

iii) 分野別の課題と対応

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

(洋上風力産業)

- ・2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万～4,500万kWの案件を形成する。あわせて、海底直流送電も含む系統整備のマスタープランを、2022年度を目途に完成を目指すとともに、将来的な我が国の基地港湾に求められる機能を2021年度中に整理するなどインフラ整備に係る取組も推進する。
- ・国内市場を呼び水として競争力がある強靱なサプライチェーンを構築するため、設備投資促進やJ-Bridge等を通じた海外企業と日本企業との協業の促進、規制改革、人材育成等を進める。
- ・サプライチェーンの構築に不可欠な風車や中・長期的に拡大の見込まれる浮体式等について次世代技術開発を進め、将来のアジア市場展開に向けて国際連携や浮体式の安全評価手法の国際標準化に取り組む。

(次世代型太陽光産業)

- ・立地制約を克服する次世代型太陽電池の開発を進め、既存の太陽電池では技術的な制約により設置が困難な住宅・建築物等への太陽電池の設置拡大を図る。
- ・FIP制度の導入等により太陽光発電の経済的自立を進めるとともに、アグリゲーションビジネス等関連産業の創出・育成により多様なプレーヤーの参画を生み出し、太陽光発電の関連産業の拡大に取り組む。
- ・地域と共生しながら安価に事業が実施できる適地を確保するため、様々な分野の規制や制度等の再検討を行い、太陽光発電の導入拡大を図る。

(水素産業)

- ・水素の供給コスト低減や需要拡大を目指し、水電解装置の大型化・モジュール化や水素発電の燃焼安定性に係る技術開発・実証、国内外における水素サプライチェーンの構築、多様な水素社会モデルの構築等に取り組む。
- ・大型車両の脱炭素化の早期実現に向け、2021年度から水素内燃機関の

実証を行うとともに、再エネ水素のサプライチェーンの構築を推進する。

(燃料アンモニア産業)

- ・2030年に向けて、火力発電への20%アンモニア混焼の導入及び普及を目標とし、NEDO事業による実証を踏まえた既設発電所への実装を目指すとともに、非化石価値の顕在化など燃料アンモニアの政策的位置付けを明確にする。
- ・2030年に向けて、アンモニア製造プラントの新設を進め、輸出入・貯蔵に対応した港湾等の環境整備を行うとともに、生産国・消費国との有機的な連携を通じた燃料アンモニアサプライチェーンの構築を目指す。

(自動車・蓄電池産業)

- ・電動車の普及に不可欠な希少金属の安定確保のため、蓄電池に含まれる希少金属の効率的な回収技術の開発に着手するとともに、高性能モータに必要な希少金属の使用量を更に削減するための技術開発・実証に2021年度から取り組む。
- ・燃料電池自動車の普及拡大に向けて事業者と利用者の負担を軽減するため、道路運送車両法と高圧ガス保安法の関連規制の一元化も視野に規制の在り方を検討し、6月に一定の方向性を取りまとめ、2021年内に結論を得る。

(カーボンリサイクルに係る産業)

- ・水素とCO₂を組み合わせてプラスチック原料を製造する人工光合成技術やCO₂を原料とする機能性化学品（ポリカーボネイト等含酸素化合物）、バイオマス・廃プラ由来化学品等の製造技術を確立し、既存製品と同価格を目指す。また、熱源のカーボンフリー化等によるナフサ分解炉の高度化に向けた取組を推進する。
- ・CO₂と水素を原料として製造される合成燃料について、技術開発・実証を今後10年で集中的に行うことで、2030年までに高効率かつ大規模な製造技術を確立するとともに、2030年代に導入拡大・コスト低減を行い、2040年までに環境価値を踏まえつつ、自立商用化を目指す。

(マテリアル産業)

- ・製鉄プロセスでのCO₂の大幅削減を目指し、2021年度に水素還元製鉄技術の技術開発・実証を開始する。
- ・金属製造プロセスの脱炭素化や省電力化、基礎化学品製造プロセスにおけるケミカルリサイクル技術、セメント製造プロセスの脱炭素化、燃焼プロセスの水素等への転換、リサイクルの高度化等に向け、2021

年度から技術開発・実証に取り組むことで、新たな市場の取り込みを目指す。

(住宅建築物産業)

- ・木造建築物の普及拡大に向け、2021 年中に建築基準の合理化等を検討し、2022 年以降に所要の制度的措置を講ずるとともに、CLT 等を活用した先導的な設計・施工技術の導入支援や設計に関する情報ポータルサイトの整備、設計者育成に対する支援を実施する。
- ・住宅の省エネ基準の義務付け等更なる規制強化を検討するとともに、ZEH・ZEB や LCCM 住宅・建築物など省エネ性能の高い住宅・建築物の整備や省エネ改修への支援を行う。また、太陽光発電の導入促進等を通じた住宅・建築物のゼロエネルギー化に取り組む。

(次世代電力マネジメント産業)

- ・FIP 制度による再エネの市場統合や需給調整市場等の要件整備、ローカル系統における混雑緩和のための価格シグナルの活用、蓄電池の価格低減、EV を含めた各エネルギーリソースの最適制御に向けた実証等を通じて、分散型エネルギーリソースを活用したビジネスを推進する。
- ・次世代スマートメーターの導入を進めるとともに、慣性力提供技術の開発、ノンファーム型接続拡大や需要誘導による系統混雑への対応、送変電設備の監視・運用技術の高度化、長距離直流送電の導入等を通じて、送配電関連ビジネスを推進する。
- ・マイクログリッドを活用したモデル事業で得られた知見・経験の共有、配電事業ライセンスの運用やレジリエンス価値の明確化等を通じて、災害時の独立運用等に関する技術的困難性等の課題の克服や関係者間調整の容易化を図るとともに、多様なビジネスモデルの形成を促すことによりマイクログリッドの導入を促進する。

(次世代熱エネルギー産業)

- ・熱需要の脱炭素化の実現に向けて水素と CO₂ の合成(メタネーション)によるメタン等で天然ガスを代替するため、2021 年度から実用化・商用化のためのメタネーションの設備大型化・高効率化に関する技術開発・実証に取り組むとともにサプライチェーン構築等を官民一体で進める。

(原子力産業)

- ・高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉の活用や核融合技術の開発、さらに小型モジュール炉等の革新的な原子炉開発を進める各国の取組も踏まえ、取り組む。

(船舶産業)

- ・我が国海事産業の国際競争力の強化や脱炭素化の推進のため、ゼロエ

ミッション船の商業運航を 2028 年以前に実現することを目指し、その導入・普及に資する国際基準の整備、ガス燃料船等の生産基盤確立・普及促進、低・脱炭素化技術の開発・実用化、新船への代替を促す国際制度の 2021 年度中の構築と国内制度化を推進するとともに、内航海運の低・脱炭素化に向けて必要な制度構築を含めた環境整備、洋上風力関連船舶の国産化等に取り組む。

(物流・人流・土木インフラ産業)

- ・「国土交通グリーンチャレンジ」に基づき、民間事業者と連携した技術イノベーションやその実装の加速化を通じ、暮らし、まちづくり、交通、インフラにおける分野横断的な脱炭素化等の取組を戦略的に推進する。
- ・物流の更なる効率化・省エネ化に向け、2021 年度より取り組む実証事業等を通じ、発荷主、物流事業者、着荷主等が連携し、機械化・デジタル化によるサプライチェーン全体の効率化や省エネ化を図るとともに、取組が評価され、更なる動機付けとなるための省エネ法上の評価の在り方等について検討し、2021 年度内を目途に結論を得る。
- ・燃費性能の優れた建設機械の普及及び地方自治体の工事を施工している中小建設業への ICT 施工の普及を図ることにより、CO2 の削減を目指す。
- ・下水道での脱炭素化実現を後押しするため、省エネリノベーション、下水熱、下水道バイオマスエネルギー及び下水道由来水素に関する技術開発の加速化と導入促進を 2025 年度まで集中的に取り組む。
- ・最新の気象予測技術の活用により、多目的ダムに貯まった洪水を次の台風等に備えて水位低下させる際に、洪水対応に支障のない範囲で可能な限り発電に活用しながら放流する等のダムの運用改善に関する実現可能性の検証を 2021 年度より行い、未利用水力エネルギーの活用を推進する。
- ・自動車からの CO2 排出低減のため、道路交通流対策、トラック輸送の効率化を図るとともに、2025 年度の通勤目的の自転車分担率 18.2% を目指して自転車の利用環境の整備と活用を促進する。また、走行中給電技術の研究支援により、2020 年代半ばの実証実験の開始を目指すとともに、充電施設の公道設置の社会実験及び案内サインの整備促進等による電動車の普及促進を行う。
- ・電動車に対して高速道路利用時のインセンティブを付与することにより、一般道路から高速道路への交通転換による排出ガスの削減や電動車の普及促進を図る。
- ・道路照明灯の LED 化を進めるとともに、2025 年度までに道路照明施設

設置基準等を見直し更なる省エネ化が可能な新たな道路照明の導入を促進する。また、道路管理における太陽光発電等の再エネの活用を促進するための検討を行い、全国展開を目指す。

- ・鉄道における更なる環境負荷の低減を図るため、燃料電池鉄道車両の開発を推進するとともに、ハイブリッド車両等の省エネ車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を促進する。
- ・水素・燃料アンモニア等の大量かつ安定・安価な輸入を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて、カーボンニュートラルポート（CNP）を形成するため、2021年度内にCNP形成計画作成マニュアルを策定する等、CNP形成に向けた環境整備を推進する。停泊中船舶への陸上電力供給や自立型水素等電源等の技術導入を早急に実施する。
- ・航空分野の脱炭素化による航空産業の競争力強化に向けて、機材・装備品等への新技術導入や、管制の高度化による運航方式の改善、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、空港の施設・車両のCO2排出削減等を加速するとともに、2021年度中に空港を再エネ拠点化する方策を検討の上着手し、官民連携を推進する。
- ・都市のエリア単位での脱炭素化の推進のため、2021年度にエリア設定の考え方を検討するとともに民間資金の活用を含めた支援体制を構築し、2022年度から包括的な取組を強力に推進する。
- ・2021年度に国営公園をはじめとする都市公園への再エネの導入可能性を調査し、その導入を推進する。
- ・グリーンインフラの社会実装に向けて、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」の活用等を通じて官民連携・分野横断による技術開発や地域への導入を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等が取り組むグリーンインフラ事業にグリーンボンド等と呼び込み、民間投資を拡大する。
- ・LRT・BRTや電気自動車等のCO2排出の少ない輸送システムの導入を推進するとともに、地域公共交通活性化再生法の活用やMaaSの社会実装等を通じた利便性向上により公共交通の利用促進を図る。

（食料・農林水産業）

- ・「みどりの食料システム戦略」に基づき、各省横断的な枠組みも活用した持続可能な農林水産業・食品産業技術の創出や研究開発から製品・サービス化に至る取組の展開等を通じて、農林水産・食品分野のグリーン化を推進する。
- ・炭素貯留効果と土壌改良効果を併せ持つ新しいバイオ炭資材等の開発や規格の整備に向けた取組を2021年度から進めるとともに、効率的

な施用のために必要なスマート機械の開発等を推進し、農地土壌の吸収量の強化を図る。

- ・再エネによる農山漁村のエネルギー自立技術、次世代有機農業技術の開発を進めるとともに、2021年度から園芸施設等におけるRE100を実現した環境制御施設の開発等を推進する。畜産物生産において、輸入飼料から国産飼料への転換、家畜由来堆肥の広域流通による資源循環、飼養の精密化等に取り組む。
- ・食品製造・流通過程におけるエネルギー・熱利用の効率化等や食品ロスの削減等に向け、2021年度から食品工場由来の廃熱の有効活用技術、データ駆動型コールドチェーンシステム等の技術開発を推進する。
- ・人工林の適切な間伐、エリートツリー等を活用した再造林等の森林整備や高層建築物等の木造化に資する建築部材等の開発、利用拡大について2021年度から集中的に取り組む、森林吸収量の確保・強化を図る。
- ・漁船の省力化・効率化等による排出削減を進めるとともに、ブルーカーボンの活用に向けて、2023年度までに藻場等によるCO₂の吸収・貯留量の計測方法を確立し、温室効果ガスインベントリ報告への反映を目指すとともに、藻場・干潟の保全・創造等を行う。

(資源循環関連産業)

- ・2023年までに最初の商用化規模のCCU技術確立に向け、廃棄物処理施設の排ガス等の回収・利用によるプラスチック原料の製造等の実証を進める。
- ・河道内樹木等のバイオマス発電燃料等への利用促進を図るための実証を行うとともに、既存施設である一般廃棄物処理施設等の有効活用の可能性を検討しバイオマス発電施設、一般廃棄物処理施設の活用拡大のための手引きの作成等に取り組む。

(ライフスタイル関連産業)

- ・エネルギーの真の地産地消や脱炭素とレジリエンスの同時実現を図るため、直流給電による建物間の電力融通、自立分散型のエネルギーシステムの構築等を推進する。
- ・今後数年で電動車市場を活性化させ、移動の脱炭素化を推進するために、生活・ビジネス面において、動く蓄電池として再エネ電力と組み合わせたEV/PHEV/FCVの導入促進や、電動車を使いやすい地域づくりを進める。
- ・J-クレジット制度における申請手続の電子化、モニタリングやクレジット認証手続の簡素化・自動化を図るとともに、ブロックチェーンを活用した取引市場創出を検討し、最速で2022年度からの運用開始を

目指す。

- ・気象衛星やシミュレーション技術等の高度化により、大気・海洋の観測・予測を充実し、その成果が企業や公的機関等における気候変動対策のための科学的基盤として利活用が進むよう産学官連携の下に取り組む。

(2) カーボンプライシング

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み

i) 円滑な資金供給に向けた基盤整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・円滑な資金供給に向けた環境整備を図る観点から、グリーンボンドガイドラインについて、発行手続等を検討し、改訂する。また、ソーシャルボンドについてもガイドラインを策定するとともに、社会的課題解決に関する具体的な指標等を幅広く例示する文書の策定を検討する。
- ・アジア等新興国の移行支援を進めるため、国内の基本指針をベースにアジア版トランジション・ファイナンスの考え方の策定・普及を推進する。

ii) グリーンボンド等の取引の環境整備

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・ESG 等に関する外部評価手法が必ずしも明らかでないなどの意見があることを踏まえ、透明性やガバナンス等 ESG 評価機関の在り方を検証する。
- ・投資家保護の観点から、ESG 関連投資信託について、商品特性の明確化や組成・販売時での環境的・社会的効果等の適切な説明を促す。

iii) サステナビリティに関する開示の充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・国際基準の策定に関して、国際会計基準（IFRS）財団における気候変動を含むサステナビリティについての比較可能で整合性の取れた開示の枠組みの策定の動きに、意見発信を含め日本として積極的に参画する。
- ・2021年秋頃までにTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）ガイダンスの業種追加や事例拡充等を行うとともに、グリーン投資ガイダンスにトランジション・ファイナンスを盛り込み、シナリオ分析の高度化も図りつつ、2021年開催を予定している次のTCFDサミットやCOP26において世界に発信する。
- ・不動産分野において、2021年3月に取りまとめた「不動産分野 TCFD 対応ガイダンス」を活用して情報開示の促進等を行うとともに、2022年度以降のガイダンスの改訂に向けて、更なるESG投資推進のための情報開示の在り方について検討を進める。
- ・CO2削減量が多いイノベーションに取り組む企業リスト（ゼロエミ・チャレンジ）を2021年度中に改訂し、更なる民間資金の呼び込みを図る。

iv) 金融機関による融資先支援と官民連携

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・地域金融機関への取組支援として、関係省庁は、関係自治体と連携しつつ、各種の情報提供やノウハウ共有を行う。
- ・グリーンイノベーション基金、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）のグリーン投資促進ファンド等の公的資金を呼び水に、企業と金融機関の対話等の促進を通じて、民間資金の動員を促す。

(4) 地域脱炭素ロードマップ

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

2050年までのCO₂排出実質ゼロを表明（ゼロカーボンシティ宣言）し、主体的に脱炭素への移行に取り組む地方公共団体の動向を踏まえて国・地方脱炭素実現会議において策定された「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素先行地域づくりを進め、少なくとも100か所の脱炭素先行地域において2030年までに民生部門の電力消費における脱炭素の実現を目指す。また、住宅・建築物等への自家消費型太陽光発電の普及、住宅の省エネ性能の向上、再エネ電力を活用した、ゼロカーボン・ドライブによるEV/PHEV/FCVの普及拡大等の重点対策を全国で実施し、脱炭素先行地域を核に全国各地に脱炭素の取組を波及させる脱炭素ドミノを実現する。

この実現のため、「みどりの食料システム戦略」、「国土交通グリーンチャレンジ」等の関係省庁の政策パッケージも活用しつつ、今後5年間で集中して推進する。

（5）循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他

- ・脱炭素に必要な循環経済への移行を戦略的に進めるため、プラスチック資源循環促進法に基づく取組等を後押しすべく、環境配慮設計に係る指針の推進や、地域の資源循環体制の構築、リサイクルの高度化や代替素材の研究開発・普及、デジタル技術活用を推進する。また、循環経済に向けた先進的な取組を促すべく、グローバルな産業界・金融界等が規範とする内外共通の循環経済原則の策定を国際的に提唱していく。
- ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた具体的取組である「マリーン・イニシアティブ」に基づき、各国の専門家との議論を深め、2023年を目途に世界的なデータ集約等を活用した国際展開を進めるとともに、地方公共団体における海洋プラスチックごみ対策の推進を図る。
- ・下水道における創エネ・省エネ化や施設管理の高度化・効率化を目指し、2021年度にデータ利活用の基盤となる共通プラットフォーム構築に向けた実証等や、ICT・AIによる広域管理・運転支援技術の実証を行う。
- ・下水道への使用済み紙オムツ受入のための2022年度のガイドライン策定に向けて、2021年度に福祉施設における紙オムツ処理装置の導入効果を評価する実証の実施及び適正使用方策等の検討を進める。
- ・国際民間航空機関（ICAO）におけるタスクグループ（日本が提案し設立）で、CO₂排出削減の長期目標について、議長国として2022年まで

の検討を先導する。

- 環境インフラの国際展開を推進するため、JCM について、第9回太平洋・島サミット (PALM9) の共同行動計画に記載する方向で調整中の太平洋島しょ国を対象としたワークショップの開催等を通じ、アジア太平洋を中心に地域的な展開等も視野に官民連携を強化・拡充する。
- 2022年度以降、CO₂ を利用したメタノール合成の実証の本格化や集積する産業間の連携等による苫小牧の CCUS 実証拠点化を通じて、2030年までの CCS 商用化を目指す。
- CO₂ の長距離・大量輸送と低コスト化につながる液化 CO₂ の船舶輸送技術を確認するために、CO₂ の排出源と利用・貯留先との間の船舶による液化 CO₂ 輸送の実証試験に 2021 年度から取り組む。
- 2021 年度に日本が主導して構築する「アジア CCUS ネットワーク」を通じて、CCUS 実証で得た知見・技術のアジア展開を目指すとともに、東南アジア初となる大規模 CCUS 実証事業を 2022 年度に開始すべく、JCM の活用を見据えた実現可能性調査を進める。
- CEFIA (Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN。日本主導の官民イニシアティブ) において、2021 年度内を目途に、島しょ国における再エネマイクログリッド構築や IoT による工場設備最適制御等のプロジェクトの立ち上げを目指す。
- 現在見直しに向けた議論が行われているエネルギー基本計画を踏まえ、石油・LNG・レアメタル等に加えて、将来的な水素・アンモニア・CCS 適地の確保を見据え、2021 年度内に自主開発比率目標の引上げや新たな LNG 戦略の策定等を行うとともに、本目標に基づく自主開発比率の引上げに向けて包括的な資源外交の展開、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥等の国産海洋資源開発を推進する。
- 更なる省エネの推進に向けて、産業・業務部門において、2021 年度以降順次省エネ法に基づくベンチマーク制度の目標水準の見直しや対象業種の拡大等を行う。また、家庭部門において、エネルギー小売事業者の一般消費者への省エネ情報提供に関するガイドラインを見直すとともに、エネルギー小売事業者の情報提供の取組を評価する仕組みを検討し、2021 年度中に結論を得る。
- 原子力については、可能な限り依存度を低減しつつ、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。また、道路整備等による避難経路の確保等を含めた原子力防災体制の構築の着実な推進や、自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努める。さらに、人材・技術・産業基盤の強化に

- 着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発など、将来に向けた研究開発も推進する。
- 徹底した省エネに加え、非化石エネルギーの導入拡大や供給側の状況を踏まえたエネルギー利用の最適化、レジリエンスの強化のため、3E+S の実現のための需要側のあらゆる取組の強化に向けた制度的枠組みを検討し、2021 年度中を目途に方向性を提示する。
 - サプライチェーン全体の排出削減に向け、企業によるパリ協定と整合した目標等の達成のための実行計画策定や中小企業の脱炭素化に資するガイドラインを 2021 年度中に改定するとともに、2022 年度から改正温対法に基づく企業の排出量や削減取組等の更なる見える化や普及啓発活動も通じて幅広い事業者に脱炭素経営の実践を促す。
 - 気候変動及び気候変動影響に関する最新の知見を踏まえた気候変動影響評価報告書（2020 年 12 月公表）を勘案して、2021 年度に気候変動適応計画を変更し、気候変動適応の取組を推進する。
 - 「気候変動×防災」の観点で、廃棄物処理施設の地域のエネルギーセンターとしての活用、自然生態系を活用した防災・減災の実装、気候変動に伴う複合リスクも踏まえた災害等への強靱性強化や災害等に係る気候変動リスク情報の整備活用、熱中症対策行動計画（2021 年 3 月策定）に基づく熱中症警戒アラートなどによる情報発信の強化等、地域の「気候変動×レジリエンス」と地域循環共生圏の同時実現等を推進する。
 - ポスト 2020 生物多様性枠組を達成し、2030 年までに世界の陸地と海洋の 30%を保護地域やその他の効果的な手段で保全することに貢献するため、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みを検討し、2021 年度中に認定基準の考え方を取りまとめるとともに、生物多様性保全と経営・投融资に関するガイドラインを 2021 年度内に策定することにより、企業活動や地域活動を支援する。
 - 生物多様性条約 COP15 を機に、里地・里山・里海の保全を目指す SATOYAMA イニシアティブを推進し、それを踏まえた生物多様性国家戦略が策定されるよう、生物多様性条約 COP16 が開催される 2023 年頃までに、約 120 か国の途上国を支援する。
 - 2021 年 10 月に開催される生物多様性条約 COP15 において、ポスト 2020 生物多様性枠組に外来種対策における国際連携強化を盛り込む提案等を通じて、ヒアリ等の侵略的外来種の非意図的侵入防止に関する国際連携強化を促す。
 - カーボンニュートラルの実現に向けて、国連が定める国際基準である

環境経済勘定体系（SEEA）や国際機関等による研究に則しつつ、環境要因を考慮した統計（グリーン GDP（仮称）など）や指標に係る研究やその整備を関係省庁が連携して行う。

3. グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現

(1) カーボンニュートラルに伴う産業構造転換

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(2) カーボンニュートラルに伴う電化とデジタル技術の活用

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(3) 水素ステーションの整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 電気自動車向けの急速充電設備の整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(5) 石炭火力自家発電のガス転換等

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(6) 再エネ普及のための送電線網の整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

4. 「人」への投資の強化

(1) フリーランス保護制度の在り方

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。このため、事業者とフリーランスとの取引に関して、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係及びこれらに基づく問題行為を明確化した一覧性のあるガイドラインについて、その内容を分かりやすく紹介したリーフレット等によりフリーランス等へ周知するとともに、取引に関するトラブル等について丁寧な相談対応を実施する。その上で、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行体制を充実する。

また、2021年3月にガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準に反映したことを踏まえ、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。

- ・さらに、2021年4月1日から対象範囲の一部拡大を行った労働者災害補償保険の特別加入制度の更なる活用に向け、引き続き要望等を踏まえて対象範囲の拡大の検討を行う。

(2) テレワークの定着に向けた取組

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークなど新たな働き方の導入・定着を図ることが重要である。政府としては、テレワークの定着に向けて、2021年3月にテレワークガイドラインを改定し、労働時間の把握・管理、健康確保について、
ーテレワーク時における労働者の自己申告による労働時間の把握・管理については、自己申告された労働時間が実際の労働時間と異なることを客観的な事実により使用者が認識している場合を除き、労働基準法との関係で、使用者は責任を問われないことを明確化する。

- －（中抜け時間があったとしても、）労働時間について、少なくとも始業時刻と終業時刻を適正に把握・管理すれば、労働基準法の規制との関係で、問題はないことを確認する。
 - －テレワーク時には原則禁止であるとの理解があるテレワークガイドラインの「時間外、休日、深夜労働」について、テレワーク以外の場合と同様の取扱いとする。
 - －長時間労働者・高ストレス者に対する医師の面接指導については、リモートでの面接指導も企業が柔軟に選択することができる。
- こと等の方向性の下、記述を大幅に刷新したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレット等により丁寧な周知を図っていく。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力に推進する。
 - ・多くの企業が新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを経験したことを踏まえ、良質なテレワークの定着・加速に向けて、テレワーク導入企業に対する評価の仕組みについて新たに検討を行う。また、全国的な導入支援体制の整備、中小企業に対する専門家による無料相談といった支援策を継続するとともに、コミュニケーションやマネジメントといった課題を解決するためのICTツールの積極的な活用の推進やテレワークを円滑に行うことができる超高速ブロードバンド基盤の整備支援等を行う。

（3）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i）兼業・副業の促進

- ・企業も労働者も安心して兼業・副業を行うことができるよう、2020年9月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、労働者の申告等による副業先での労働時間の把握や簡便な労働時間管理の方法を示すなど、ルールを明確化したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレットや労働時間の申告の際に活用できる様式例について丁寧に周知を行う。

また、複数就業者に関するセーフティネットの見直しとして、

- －65歳以上の者の雇用保険の適用について、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する制度の試行
 - －労災保険給付について、非災害発生事業場の賃金額も合算して算定するとともに、複数就業者の就業先の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定すること
- を内容とする2020年に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律について、事業主や労働者に広く周知を行う。

ii) エssenシャルワーカー等の就業環境の整備

- ・医療・介護関係者、清掃、公共交通、運輸・物流・電力・ガス・水道等、社会を支えるエssenシャルワーカー等が安心して働くことができる就業環境の整備を進める。

iii) 70歳までの就業機会の確保等

①70歳までの就業機会確保

- ・2021年4月から、改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会の確保のための措置（定年廃止、70歳までの定年延長、70歳までの継続雇用制度、創業支援等措置（70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度、70歳まで社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることが企業の努力義務とされたことを踏まえ、事業主や労働者に広くその内容の周知を図る。

②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

- ・2020年に成立した年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限の70歳から75歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止とならない範囲の拡大、私的年金（確定拠出年金）の加入可能年齢の引上げ等について、順次、円滑に施行する。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

- ・2019年4月から大企業、2020年4月から中小企業に対して適用された時間外労働の上限規制について、引き続き適切な施行に努める。あわせて、2024年4月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよ

- う、働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
- ・2020年4月から順次施行された「同一労働同一賃金」(パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法)について、引き続き、着実な履行確保を図るとともに、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行う。
 - ・改正労働施策総合推進法、改正男女雇用機会均等法等により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が設けられたほか、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化された。パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務に関しては、中小事業主については2022年4月より施行されることを踏まえ、中小事業主等が適切に措置を講ずることができるよう周知啓発や専門家による企業の取組支援などを行う。

②人的資本情報の「見える化」の推進

- ・企業へ経営環境の変化に応じた人材戦略の構築を促し、持続的な企業価値を向上させる観点から、経営陣、取締役会、機関投資家等が果たすべき役割を明確化した「人材版伊藤レポート」²や、非財務情報や人的資本の開示に関する国際的な議論なども踏まえ、関係省庁が連携し、企業の人的資本に関する「情報の見える化」の促進や機関投資家等への情報発信を一層推進する。あわせて、多様な人材の活躍、従業員の働きやすい環境整備等に関する企業の取組を見える化する仕組みを省庁横断的に構築し、企業の取組をより一層促す。さらに、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂も受け、人的資本への投資も含め、経営資源の配分に対する取締役会の実効的な監督や、分かりやすく具体的な開示を促進する。

③賃金

- ・民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組み

² 持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書(2020年9月30日)

つつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績³を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

- ・賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 女性活躍の更なる拡大

- ・改正女性活躍推進法により、2022年4月から、一般事業主行動計画の策定及び情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大されることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業等が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正内容の周知徹底や企業向け相談対応・個別訪問等の支援を行う。あわせて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、地域女性活躍推進交付金により、女性のデジタル技能の学び直し・教育訓練や当該技能を活かした再就職・転職の支援、女性リーダー育成ハンドブックを活用した女性役員候補者の育成等、地方公共団体が行う女性活躍の取組を更に強力的に支援・推進する。
- ・「第5次男女共同参画基本計画」に盛り込まれた女性の登用・採用目標（58項目）の達成に向けた取組を推進する。また、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資について、2020年度に取りまとめた「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」を企業経営者や

³ 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）において「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016年3.1%、2017年3.0%、2018年3.1%、2019年3.1%と引き上げられている。なお、2020年は、0.1%の引き上げとなった。

機関投資家等に周知することで、女性活躍の取組推進を促す。また、女性役員となる人材の確保に向け、地域や民間における取組の推進や、女性リーダー人材バンクの充実と更なる活用を図る。

- 人生 100 年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、大学、男女共同参画センター、企業等の連携による女性のキャリアアップを総合的に支援するモデル構築の推進、地方公共団体が NPO 等と連携して行う、様々な課題や困難を抱える女性のニーズに寄り添った取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。
- 保育の受け皿整備について、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」（2020 年 12 月 21 日公表）に基づき、2021 年度から 2024 年度までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備する。
- 仕事と子育ての両立に資するよう、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業により利用料金の一部を支援するとともに、2021 年夏に本事業の申請手続等のデジタル化を行い利用者の利便性を向上する。
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる整備を着実に進める。さらに、就業の有無等様々な子育て家庭の多様なニーズに対応する子育てを支援するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化等を進める。
- 女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。具体的には、出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとともに、本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について事業主に義務付けること、男性の育児休業取得率の公表を促進すること等を内容とする育児・介護休業法等の改正法が 2021 年 6 月に成立したことから、その円滑な施行を図る。
- IT 分野をはじめとした理工系分野において、女性の身近なロールモデルを創出するとともに、本分野の女性教員の割合を向上する取組を進める。学校推薦型選抜や総合型選抜に女子を対象とする枠の設定やオープンキャンパスの実施、女子学生向けの STEAM 教育拠点の整備等の総合的な支援策を講ずることにより、地方大学を含めた理工系学部における女子学生の割合の向上を促す。

ii) 高度外国人材の受入促進

(留学生等の国内就職促進及び就職後の活躍促進のための政府横断的な取組)

- ・高度外国人材活躍推進プラットフォームにおいて、2021年度中に経済団体の協力による外国人材の採用に意欲のある企業情報の拡充など「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」の更なる充実を図るとともに、関係省庁連携による就職マッチングイベントや企業及び支援者向けウェブセミナーを開催するほか、海外の高度人材に向けた情報発信を一層強化する。
- ・日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションを促すために作成した動画教材・手引き（2021年4月公表）の企業等への周知・活用を関係省庁連携の下、働きかける。
- ・大学とハローワークの留学生就職支援協定の締結を促進し、2021年度中に両者による取組の好事例・ノウハウ等の横展開を通じて、全国の大学・関係機関等とハローワークの留学生支援を強化する。
- ・外国人の在留を支援する関係行政機関等が集約されている「外国人在留支援センター」（2020年7月開所）において、高度外国人材の国内就職促進や活躍促進に係る支援を含めた効果的・効率的な在留支援を行う。
- ・独立行政法人国際協力機構（JICA）において、2021年度中に国内拠点等で多文化共生に係るセミナーを開催するなど、国内企業、地方自治体等による外国人材の受入れ拡大・円滑化を支援する。

(教育プログラム等の充実)

- ・外国人留学生関連施策について、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び技術流出防止対策とのバランスに留意しつつ、受入れの質の一層の向上を図るため、留学生就職促進教育プログラム認定制度に基づき、2021年秋頃までに認定を開始し、2026年度末を目途に50以上の教育拠点での認定を目指す。また、受入教育機関における適切な在籍管理の徹底、遠隔・オンラインも活用した教育の提供や情報発信、帰国留学生とのネットワーク強化などを実施・推進する。
- ・日本語教育の推進に関する法律等に基づき、日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、2022年通常国会での法案提出も視野に、2021年度中に検討を進める。
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・外国人の子供の就学機会の確保のため、2025年度までに全ての外国人

の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにするとともに、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）に通う子供たちの健康管理の在り方に関し、2021 年中を目途に検討を行う。

- ・専修学校の留学生に対して、来日前からの入学予定校でのオンライン授業の実施や企業等とより密接に連携した就職支援体制整備などの取組を通じ、留学生の確保から国内企業への就職まで総合的に受け入れるモデルを 2023 年度までに構築する。
- ・外国人材が来日直後から円滑に生活や就労ができ、受入企業や地域に馴染みやすい環境を整えるため、日本語専門家派遣による研修等を通じた諸外国における日本語教師の育成や、助成事業を通じた日本語教育機関の活動の支援、適切な教材や評価方法の開発・提供により、来日前の日本語学習環境の整備を推進する。また、現地の関係機関とも協力した日本文化発信事業等により、海外における日本文化理解の促進及び外国人材の来日意欲の喚起を図る。

（入国・在留管理制度等の見直し）

- ・外国人起業活動促進事業や在留資格の「特定活動」に本邦の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動を追加した措置について、起業成功事例等を関係機関などで共有し、外国人による起業を促進する。
- ・新型コロナウイルス感染症対応の一環として、引き続き、留学生を含め帰国が困難となった外国人に関する在留期間の更新や在留資格の変更等を柔軟に認めるとともに、必要に応じて、資格外活動許可を付与する。
- ・外国人の受入状況等を正確かつ継続的に把握するため、2021 年 4 月に一部機能の運用を開始した受入機関データベースシステムについて、2022 年 3 月末までに開発を完了し、受入機関単位での在籍者情報管理等を行う運用を開始する。
- ・在留申請手続において更なる利便性の向上や手続の非対面・非接触化の推進のため、2022 年春から外国人本人によるオンライン申請を可能とするほか、「日本人の配偶者等」などの在留資格に係る申請をオンライン申請の対象に追加する。
- ・外国人等の利便性向上や上陸審査手続・在留審査手続の円滑化の観点から、2022 年度からの在留資格認定証明書の電磁的方法による交付及び、2023 年度からの在留手続や特定登録者カードの交付などに係る手数料の電子納付を検討する。

iii) 中途採用・経験者採用の促進

- ・中途採用・経験者採用の拡大を図るため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、2021年4月施行の改正労働施策総合推進法に基づく、常時雇用する労働者数301人以上の大企業に対する正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合の定期的な公表の義務付けについて、その内容を周知するなど、円滑な施行を図る。あわせて、中途採用を拡大させた企業を助成する中途採用等支援助成金の周知を図る。
- ・学生の学修環境の確保を前提に、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の提言及びその進捗等を踏まえ、今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用活動の在り方について、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の見直しも含め、対応の方向性について、着実に検討を進める。

iv) 企業組織の変革の推進

- ・日本企業は、成長の基盤として多様性を包摂する組織へと変貌し、迅速で柔軟な意思決定ができるような企業組織に変革することが必要である。このため、2021年夏までに「企業組織の変革に関する研究会」で検討結果を取りまとめ、日本企業が取り組むべき具体的なアクションリストを示し、経営者の理解と参画・協働を得ながら、企業組織の変革のムーブメントをひき起こす。これにより、経営者の生え抜き比率の低減や専門家の執行役員（CxO）への登用、各国のクォータ制度の導入例を踏まえた女性・若者等の多様な人材の執行役員・取締役への登用、サバティカル休暇やスタートアップへの出向、復職条件付き退職等を活用した「他流試合」の奨励、役員報酬の開示基準を上位3人とする事による報酬インセンティブの導入等の企業組織の変革に向けた取組を促進する。

(5) 人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(6) 労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。
- ・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
- ・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
- ・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
- ・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

ii) リカレント教育の推進

(大学・専門学校等学校におけるリカレントの推進)

- ・社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充やリカレント教育を支

える専門人材の育成、リカレント教育推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即した ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門学校等における実践的なプログラムを充実する。

- ・価値創造人材の育成の取組を行うとともに、ウィズ・ポストコロナ時代を見据えた雇用対策パッケージを踏まえ、非正規雇用労働者・失業者、希望する就職ができていない若者等の支援として、全国の大学等を中心とした連携体制において、即効性があり、かつ質の高いリカレントプログラムの発掘・開発を進める。

(企業や職業訓練機関におけるリカレントの推進)

- ・教育訓練給付における IT 分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。
- ・労働者の主体的な学び直しをしやすいするため、教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座の充実を図るとともに、学び直しに関するポータルサイトとの連携を強化する等により、教育訓練給付の対象講座等に関する情報発信を強化し、制度の利用を促進する。
- ・労働者が主体的に学ぶための時間を確保できるよう、企業における教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務制度、残業免除制度等の普及を促進する。
- ・オンラインや土日・夜間も含めて労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを利用しやすい環境整備に取り組むとともに、長期にわたるキャリア形成の促進のため、企業内におけるキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）の導入支援やマイナポータルとの連携を含むジョブ・カードのデジタル化を推進する。
- ・「生産性向上人材育成支援センター」において、特に AI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設などの取組を行う。
- ・公的職業訓練について、IT 理解・活用力を習得する訓練を実施するとともに、産業界や地域から求められる人材ニーズに即した訓練コースの設定や訓練コースの柔軟化・多様化を推進する。また、訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のため、ICT 導入に向けた検討を行い、速やかに結論を得る。

(価値創造性人材の育成)

- ・大企業に勤務している 20 代から 30 代前半の社会人に対して、創造性を磨き直し、ステップアップするためのリカレント教育の機会を提供

するため、2021年度より「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」及び「大企業等人材による新規事業創造促進事業」を実施し、個人の内面や顧客ニーズに基づく創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムを開発するとともに、実践する大学等の拠点を早急に構築するため、集中的かつ中長期にわたる支援を行う。

- ・これらの教育プログラムの在校生や卒業生をはじめ、個々の創造性をビジネスの現場で発揮するための環境整備についても検討する。

iii) 主体的なキャリア形成を支える環境整備

- ・職業興味検査・価値観検査による適職検索機能などを追加し、2021年2月にリニューアルした職業情報提供サイト「日本版O-NET」や、「職業能力診断ツール」について、求職者の就職活動や企業の採用活動等を支援する観点から、両者の連携に加え、ハローワークインターネットサービスなど、既存のシステムとも連携を図ること等により、円滑に職業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指す。
- ・解雇無効時の金銭救済制度について、2021年度中を目途に、法技術的な論点についての専門的な検討の取りまとめを行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

i) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・小学校 35 人学級の計画的な整備やその効果検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方の検討を進めるとともに、小学校高学年における教科担任制の推進や教師の養成・採用・研修等の在り方の検討、ICT による校務改善や多様な支援スタッフの充実等働き方改革の推進を図る。
- ・初等中等教育において、義務教育段階の全学年の児童生徒 1 人 1 台端末や高速大容量の校内通信ネットワークをはじめとした学校 ICT 環境について、2022 年度までに端末の家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備を図る。あわせて、教員の質の向上、ICT 活用の

- ための人的体制の整備等必要な支援を講ずる。
- さらに、学校施設についても、新しい学びに対応した質的整備と安全で安心な教育環境の確保を一体的に推進し、学校規模の適正化・適正配置や地域活性化にもつながる複合化・共用化を推進する観点から、各自治体における部局横断的な実行計画の策定を推進するとともに、長寿命化改修等を通じ、必要な支援を講ずる。加えて、2021年度中に令和の時代にふさわしい学校施設のビジョン・モデルを示し、優良事例の更なる横展開等の支援を講ずる。
 - 初等中等教育における大学等の教育資源や教育・学術研究における活用等も含め、将来的に希望する全ての自治体や学校が「SINET」を利用できるよう準備を進め、2021年度に試験的な実施を行う。また、2020年2月に策定した「未来の学び」構築パッケージに基づき、時間・距離の制約のない個別最適で効果的な学び・指導を実現するため、5G活用モデルの普及を行う。
 - 教育データの利活用に関する有識者会議の提言等を踏まえ、データの標準化等、教育データの継続的な利活用を見据えた取組を加速する。
 - 児童生徒1人1台環境が整備されることを踏まえ、デジタル教科書については全国規模で実証的な研究を行いつつ、普及促進を図る。また、今後の教科書制度の在り方やデジタル教材との連携等について、実証研究の成果を踏まえ、小学校用教科書の改訂年度である2024年度と中学校用教科書の改訂年度である2025年度を見据え、検討を行う。
 - 授業目的公衆送信補償金制度について、2021年度からの本格実施を受けて、補償金負担の軽減のために必要な支援を実施し、オンデマンド形式などICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図る。
 - 「情報活用能力」の育成に向けて、教員の指導力向上に資する調査研究や情報活用能力の定量的測定のための調査等を行う。また、教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、高等学校で2024年度までに社会の多様な人材も含めICTに精通した人材の1校1名以上の登用を目指す。さらに、Society5.0に対応した高い指導力を有する教員の養成を先導するフラッグシップ大学について2021年度中に公募を行い、2022年度より取組を開始する。
 - 先端的教育ソフトウェア導入実証事業（EdTech導入補助金）等の取組を踏まえたAIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や、学習ログ等の教育データが児童生徒の学びや教員の指導等に効果的に活用されるよう好事例を創出・収集し、全国への展開を図る。
 - 2020年度に構築したSTEAMライブラリーの教育コンテンツについて充実を図る。あわせて、Society5.0時代に必要な課題解決力や探究力

育成のため、STEAM ライブラリーの活用を含めモデルプランの提示や全国への周知を進める。また、デジタル社会に特に重要となる非認知能力向上に資する体験活動を推進する。

- ・2021年6月に策定した「在外教育施設未来戦略2030」を踏まえ、ポストコロナにおける日本企業のグローバル展開の基盤としての在外教育施設の指導体制の充実やICT利活用促進に向けた環境整備を図るとともに、グローバル人材・教師育成のための機能強化に向けた教育改革の支援を充実する。

ii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な支援を行うとともに、「新たな日常」における質の保障を前提とした高等教育システムにおいて、教育再生実行会議の提言⁴等を踏まえ、学修管理システム(LMS)や遠隔・オンライン教育の活用等教育のデジタル化を進めるとともにデータ駆動型の教育への転換を図り、個別最適な学修を実現していくなど Well-being を踏まえた新たな大学教育の構築に向けた必要な検討と環境整備を進める。
- ・大きな影響を受けている高校生段階からの留学生交流や大学等の国際化の取組再開・継続を支援するとともに、教育再生実行会議の議論も踏まえ、国際的な動向を見据えながら、「新たな日常」における高等教育のグローバル戦略の再構築に向けた検討を行い、2021年度中を目途に一定の結論を得る。
- ・デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AI のモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。さらに、データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備し、着実に実施していく。加えて、カリキュラムへの数理・データサイエンス・AI 教育の導入など取組状況を考慮し、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的な支援を行う。
- ・大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・デー

⁴ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について(第十二次提言)」(令和3年6月3日教育再生実行会議)

- タサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、応用基礎レベルについて 2021 年度中に運用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・データサイエンス・AI 分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。
- Society5.0 時代を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現するための教育プログラムの構築や、世界をけん引する博士人材を育成するための最高水準の教育力・研究力を結集した学位プログラムの構築について、2021 年度から実施する中間評価の評価結果等も踏まえ、産業界等からのニーズを踏まえた人材育成の取組を一層加速する。
 - Society5.0 時代に必要な学力を評価するため、思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことなどを重視する大学入学共通テストを着実に実施していく。また、当該テストにおいて「情報」を 2024 年度から出題することについて検討を行い、2021 年度中に結論を得るとともに、将来的な CBT 活用の在り方について検討を進める。

iii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用

- 「未踏事業」において、今後実用化が見込まれる次世代の情報処理技術を活用しイノベーションを創出する人材を育成するための新たな取組について 2023 年度からの開始を目指し検討を進める。
- サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチングの促進のため、求められる職務・役割と必要となる技能・資格等の明確化・普及促進に取り組むとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材の育成・地方展開を図る。また、地域におけるセキュリティ人材やサイバー攻撃解析を行う高度人材の育成、教育機関等が活用可能なサイバー演習実施基盤の構築、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施に取り組む。
- ICT 分野における地球規模での産業創出に向け、異能 (Inno) vation ネットワーク等を通じ、破壊的イノベーションに挑戦する人材を発掘するとともに、世界への展開を視野に入れ、野心的な技術課題への挑戦を支援する。
- 地域で子供たちがプログラミング等の ICT スキルを学ぶ機会を提供する「地域 ICT クラブ」について、好事例の共有や全国的なネットワークの構築などにより更なる普及促進を図る。
- 技能五輪国際大会において、幅広い産業分野の中核技能人材が、世界レベルの技能競技に参加するに当たって、海外訓練及び国内合同訓練

等を通じた技能の強化を支援するとともに、大会の広報・周知を通じて技能尊重の機運の醸成を図る。

- Society5.0において、全ての国民が必要とする ICT スキルを大人になっても生涯にわたり継続的に学べるよう、引き続き環境整備を行う。

(8) 全世代型社会保障改革の方針の実施

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

5. 経済安全保障の確保と集中投資

(1) 経済安全保障政策の推進

i) 経済安全保障の観点からの技術優越性の確保

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ii) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の中で我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や、国民が健康な生活を営む上で必要な物資について、日本企業の海外での生産設備の導入支援を引き続き実施するとともに、これまでに実施した設備の導入支援等に係る事業のフォローアップを行う。また、日豪印 ASEAN の産官学による「サプライチェーン強靱化フォーラム」や日豪印の経済大臣間の協力枠組みである「サプライチェーン強靱化イニシアティブ」(SCRI) 等を活用しながら、デジタル技術を用いたサプライチェーンの可視化を促進することなどにより、域内のサプライチェーン強靱化と産業競争力強化をとともに図り、地域大の経済成長につなげる。

iii) 経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(2) 先端半導体技術の開発・製造立地推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・デジタル化の進展、世界的な半導体需給のひっ迫、経済安全保障など、デジタル産業・インフラ・半導体を取り巻く環境は変化している。Society5.0 実現には、時代の変化を捉え、社会・経済活動の基盤である半導体・デジタル産業の競争力を高めることが必要である。日本が

抱える多くの課題の解決を図り、持続的に成長していく社会を作るため、「半導体・デジタル産業戦略」を実行する。

- ・デジタル化・電化社会を実現するために、5G、ポスト5G、データセンター等の情報通信インフラや、自動運転、ロボティクスなどに使用される先端ロジック半導体及び省エネ性能の高い高性能半導体の設計・技術開発を支援する。また、我が国の強みである半導体製造装置・素材技術を磨き上げ、海外の先端半導体ファウンドリとの国内共同開発に取り組む。同時に、メモリ、センサ、パワー等の半導体の国内製造基盤強化やサプライチェーンの強靱化に取り組む。

(3) 次世代データセンターの最適配置の推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) 電池の次世代技術開発・製造立地推進

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・電池の原材料にもなるリチウムについて、海水等から回収する基盤技術の確立に向け検討する。

(5) レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(6) ものづくり基盤の強化

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備

(1) 新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(2) SPAC（特別買収目的会社）制度の検討

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(3) 私募取引の活性化に向けた環境整備

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(4) スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

(5) スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・スタートアップ企業の創出を通じた社会課題解決のため、「イノベーション・エコシステム形成パッケージ」を2021年度中に取りまとめ、これに基づき、スタートアップ支援機関連携協定（通称 Plus）の枠組みも活用しつつ、スタートアップ・エコシステム拠点都市におけるスタートアップ企業の海外展開や起業家育成、新たな日本版 SBIR 制度による研究開発や成果の社会実装等の自治体、大学、民間等による取組を一気通貫で推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープン・イノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。
- ・2021年度中に、VCや人材紹介会社等によるコンソーシアムを設置し、経営人材に求められる要件の整理をするとともに、スタートアップ企

業への経営人材の円滑な移動を実現する効率的・効果的な方策を検討する。また、大企業等の社員が辞職せずに所属企業から資本が独立したスタートアップ企業を起業し、その企業への出向等を通じて行う新規事業開発（出向起業）等を支援する。

- J-Startupプログラムについて、2021年度中にスタートアップ企業を30から50社追加するとともに、各地域への展開を通じ、地方公共団体と連携して地域の有望スタートアップ企業を重点的に支援する。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構において、2021年度半ばから資金調達の円滑化や有望資産の再活用によるスタートアップ企業の再挑戦支援ができるようにし、コロナ禍の影響等によって事業継続が困難になったスタートアップ企業等を支援する。
- 我が国の有望なスタートアップ企業を海外に宣伝し、海外からの投資呼び込み等につなげるため、世界最大級のテクノロジーカンファレンス「Web Summit」を2022年から東京で開催する。
- アントレプレナーシップを有する人材の育成のため、スタートアップ・エコシステム拠点都市のコンソーシアムに参画する機関において、2025年度までにアントレプレナーシップ教育プログラムを実施し、その事例を集約して全国に展開する。また、地方大学を含むスタートアップ・エコシステムの形成支援を通じて、アントレプレナーシップ人材育成とスタートアップ企業創出を一体的に推進する体制の強化を進める。